皆生海岸技術検討委員会　規約

（名　称）

第１条　　本会は、皆生海岸技術検討委員会（以下「委員会」という。）と称する。

（目　的）

第２条　　委員会は、皆生海岸における既設海岸保全施設の改良に伴う技術的な課題に対する検討、及び皆生海岸全体の海岸保全施設計画に対する検討を行う。

（所掌事項）

第３条　　委員会は、事業実施のため、次に掲げる事項について検討を行うものとする。

⑴海岸保全施設の改良に伴う構造等に関する事項

⑵海岸保全施設の配置計画等に関する事項

⑶その他委員会の目的に整合する事項

（委員会の構成）

第４条　　委員会は、別紙に掲げる委員をもって構成する。

２．必要に応じて委員会に諮った上で、別紙以外の学識経験者などを委員または臨時メンバーとして参画させることができる。

（委員長）

第５条　　委員長は、委員の互選により選任する。

２．委員長は、委員会を代表し会議を総括する。

３．委員長が不在の場合には、必要により、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代行する。

（委員会）

第６条　　委員会は、委員長が招集し、議長となる。

２．委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことが出来る。

３．委員会に提出された資料及び議事概要は、原則として日野川河川事務所ウェブサイトにて公表する。但し、個人情報を取り扱う場合等、委員長が必要と認める場合は、非公開とすることができる。

（委嘱）

第７条　　委員は第４条第１項に基づき日野川河川事務所長が委嘱する。

２．委員の任期は１年間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（事務局）

第８条　　委員会の事務局は、国土交通省日野川河川事務所に置く。

（その他）

第９条　　この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が委員会に諮って定める。

（附　則）

この規約は、平成１５年３月２７日から施行する。

この規約の第４条１項の委員を変更し、平成１５年８月７日から施行する。

この規約の第４条１項の委員を変更し、平成１５年１１月２５日から施行する。

この規約の第２条及び第３条、規約の第４条１項の委員を変更し、平成１９年７月２７日から施行する。

この規約の第４条１項の委員を変更し、平成２１年６月１２日から施行する。

この規約の第４条１項の委員を変更し、平成２３年７月１５日から施行する。

この規約の第４条１項の委員、第８条以下の条数の変更及び第７条を追加し平成２４年７月２３日から施行する。

この規約の第４条１項の委員を変更し、平成２５年４月１７日から施行する。

この規約の第４条１項の委員を変更し、平成２７年８月１日から施行する。

この規約の第４条１項の委員を変更し、平成２８年４月１日から施行する。

この規約の第４条１項の委員を変更し、平成２８年７月１日から施行する。

この規約の第４条１項の委員を変更し、令和元年１２月１日から施行する。

この規約の第４条１項の委員を変更し、令和２年１２月１日から施行する。
この規約の第４条１項の委員を変更し、令和３年１２月１日から施行する。
この規約の第４条１項の委員を変更し、令和６年８月１日から施行する。
この規約の第４条１項の委員を変更、第６条３項を追加し、令和８年８月５日から施行する。

皆生海岸技術検討委員会　名簿

委　員　　黒　岩　正　光　　（鳥取大学　工学部　社会システム土木系学科　教授）

委　員　　佐　藤　愼　司　　（高知工科大学　システム工学群　教授）

委　員　　鳥　居　謙　一　　（一般財団法人　土木研究センター　常務理事）

委　員　　松　原　雄　平　　（鳥取大学　名誉教授）

委　員　　柗　見　吉　晴　　（鳥取大学　名誉教授）

上記五十音順

委　員　　国土技術政策総合研究所　河川研究部　海岸研究室　室長　　（渡邊　国広）

委　員　　国土交通省 水管理・国土保全局 海岸室 海洋開発企画官　　（柄沢　祐子）

委　員　　国土交通省　中国地方整備局　土砂防災対策分析官　　（大塚　尚志）

委　員　　鳥取県　西部総合事務所　米子県土整備局長　　（西村　克則）

委　員　　鳥取県　県土整備部　河川港湾局　河川課長　　（竹宮　俊介）

委　員　　国土交通省　日野川河川事務所長　　（國時　正博）

事務局　　国土交通省　日野川河川事務所

敬称略